

■「紫電改展示館デジタル展示製作業務」に係る企画提案に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	参加申込書の提出期限について、スケジュール表では令和8年6月1日17時までと記載されていますが、6(1)では令和8年5月25日17時までと記載されています。正しい提出期限をご教示ください。	スケジュール表の表記が誤記であり、正しくは令和8年5月25日17時です。実施要領に誤記があったため、参加申込書の提出期限を「令和8年6月1日17時まで」に改めます。 なお、その後のスケジュールは記載のとおりとします。
2	現在建設中の新展示館において、既に整備予定または設置予定のサイネージ、モニター、プロジェクター、音響設備、ネットワーク設備、Wi-Fi、電源設備等の有無および仕様をご教示ください。	モニター及びプロジェクター等の設備は仕様書に添付の「紫電改展示館新築展示製作(展示図)」に示しているとおりです。 音響設備は多目的室にスピーカー(最大3W)2台を設置予定です。 館内のWi-Fi環境は整備を予定しています。 電源設備(コンセント)は各展示スペースに複数配置しています。
3	既発注済みの建築工事・展示製作業務との責任分界について、受託者、県、展示施工事業者、建築設計者の調整範囲をご教示ください。特に、設備追加や設置位置変更を伴う提案が可能な範囲を確認したいです。	仕様書に記載のとおり、建築工事や既発注業務における展示制作の内容に変更が生じる案は実現が困難であるため、既発注済みの建築工事・展示製作業務の内容に影響しない範囲の提案を求めています。効果が高い提案であれば、実施に向けた調整を行います。事前に設置可能な設備の規模・範囲についての条件は設定しません。
4	大型据え置き機器、大型映像装置、可搬型コンテンツ体験機器体験場所および充電ブース、タブレットスタンド等を設置する提案は可能でしょうか。可能な場合、床・壁・電源・動線・意匠上の制約条件をご教示ください。	質問番号3の回答のとおりです。
5	別添「紫電改展示館新築展示製作(展示図)」に記載されている概要映像、引き揚げ時写真スライド、タッチモニタ等の既存展示コンテンツについて、既に別業務で制作予定のものか、本業務の提案・制作対象に含まれるものかをご教示ください。	別添「紫電改展示館新築展示製作(展示図)」に記載されている内容は別業務で制作中のものであり、本業務において提案を求めるものではありません。
6	デジタルアーカイブ対象資料について、県が所有する資料110点程度以外に、受託者側で追加調査・外部資料取得を行う提案は可能でしょうか。また、その場合の権利処理・利用許諾取得は受託者負担という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	音声ガイドについて「オフラインの状態でも音声ガイドの使用が可能」とありますが、これは端末内に音声・テキスト等の全データを保持する完全オフライン再生を必須とする趣旨でしょうか。それとも、来館前または館内Wi-Fi等で事前読込したデータをキャッシュして再生する方式も可でしょうか。	来館前または館内Wi-Fi等で事前読込したデータをキャッシュして再生する方式も可とします。

■「紫電改展示館デジタル展示製作業務」に係る企画提案に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
8	仕様書に記載されている3DCG制作等に関連し、紫電改実機の3Dスキャンデータ、点群データ、フォトグラメトリデータ等について、既に別途取得済み、または別業務で取得予定でしょうか。また、受託者側でそれら既存データを活用可能な想定かご教示ください。	提案内容に応じ必要となる3DCG制作のためのデータ取得については、本業務で実施する想定としています。
9	展示監修者・学識経験者等について、県側で想定している監修体制や専門領域(軍事史、平和教育、航空史等)があればご教示ください。	監修者は、今後、発注者において選定し、受注者と協議の上決定することとしています。
10	サーバー、CMS、WAF、監視、バックアップ等の保守要件について、本業務契約内で必要となる範囲と、別途提示する5年間ランニングコスト対象範囲をご教示ください。	成果引き渡しまでの期間を業務契約において対応、それ以降は施設管理者において対応します。引継ぎに関し必要な事項は協議により決定します。
11	提案時に提出する「ランニングコスト5年分」は、今回の委託料上限額に含める必要がありますでしょうか。それとも、将来運用時の参考見積として別枠提示という理解でよいでしょうか。	「ランニングコスト5年分」は、今回の委託料上限額に含みません。実際の運用時に必要なコストの参考見積の提示を求めるものです。
12	展示館単体の体験向上に加え、誘客促進、地域回遊、周辺観光地との連携、メディア発信等を含む提案は、本業務の評価対象として扱われる理解でよいでしょうか。	企画提案書審査基準に記載した内容から判断してください。
13	「可能な限り、現在、着工している建築工事や展示製作の変更を伴わない内容で構築すること」とあるが、新展示館の建築工事に変更を伴わない範囲で、既存の展示スペース内に新たな映像投影設備や体験型設備を設置する提案は認められるか。また、設置可能な設備の規模・範囲について制約があればご教示ください。	質問番号3の回答のとおりです。
14	「令和8年12月中にはサイト構築を完了し、試験運用を開始すること」とあるが、これは全コンテンツ(デジタルアーカイブ・音声ガイド・3DCG等)の全てを令和8年12月中に完成させることを意味するか。一部コンテンツの試験運用開始でも要件を満たすと解してよいか確認したい。	原則として全てのコンテンツの試験運用を開始することを求めています。

■「紫電改展示館デジタル展示製作業務」に係る企画提案に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
15	デジタルアーカイブの公開サイトについて確認。 本業務で構築するデジタルアーカイブサイトは、資料閲覧機能のみを備えた単体サービスとして構築すればよいか。 それとも、展示館の紹介・アクセス情報・誘客コンテンツ等を含む総合サイトとして構築することを期待しているか。 また、公開にあたり新規ドメインの取得が必要か、県の既存ドメイン配下への組み込みを想定しているか、県の意向を確認したい。	公開サイトのコンテンツ内容は提案者の自由提案を求めます。 公開ドメインは、県の既存ドメイン配下への組み込みは想定していません。
16	本デジタルガイドは、来館者全員が無料でアクセスし、聴講する想定か。	来館者が無料で利用できるコンテンツを想定しています。
17	企画提案書のページ数は40ページ以内とあるが、表紙や目次も含めて40ページ以内か。	お見込みのとおりです。
18	音声ガイドの多言語対応はテキスト、ナレーション、解説パネルの3要素すべてを英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)に対応させる必要があるか。テキストのみ4言語・音声と解説パネルは英語のみなど指定はあるか。 例： テキスト: 英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字) ナレーション: 英語のみ 解説パネル: 英語のみ	ご提示の3要素はすべて英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)に対応させる仕様とさせていただきます。
19	「オフラインの状態でも音声ガイドの使用が可能とすること。」は、こういった用途・環境下での利用を想定したものか。	原則としてオンライン状態での運用を想定していますが、事前にデータをダウンロードして視聴する場合を想定しています。
20	製本方法の指定はありますか？	製本方法に指定はありません。
21	プレゼンテーション会場に入場する5名のうち、説明可能な人数が3名、質疑回答可能な人数は5名と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	「持参又は郵送により提出すること」とありますが、宅急便の使用は認められますでしょうか。	期限内に提出先に届く方法で提出してください。

■「紫電改展示館デジタル展示製作業務」に係る企画提案に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答
23	「用紙サイズはA4判とし」とありますが、A3判を折り込む形で使用することは認められますでしょうか。	用紙サイズはA4判です。A3判の使用は不可とします。
24	「今後5年程度の運用中に追加コストが発生しないスペックとし」とあり、実施要領でも「ランニングコストがわかる資料(5年分)」の提出が求められています。委託料上限額(55,914,000円)には、契約期間(令和9年3月19日まで)以降の5年分の運用保守費用は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	「展示監修者等への謝礼等は受託者が負担するものとする」とありますが、この監修者等は愛媛県が指定・手配を行っていただけるのでしょうか、それとも受託者が自ら選定して依頼・手配を行う必要があるのでしょうか。	選定方法は質問番号9の回答のとおりです。手配は発注者で行います。
26	「スマートフォン端末やタブレット端末を活用した音声によるガイドを導入」とありますが、来館者自身の端末を利用させる(BYOD)想定でしょうか、それとも受託者において貸出用の端末(ハードウェア)を数十台単位で用意する必要があるのでしょうか。	音声ガイドの方法は自由提案とします。
27	デジタルデータ化の対象となる「最低資料数として、110点程度」の資料について、これらは愛媛県庁等の保管場所から持ち出して受託者の環境でスキャン作業を行うことが可能でしょうか、それとも資料保護の観点等から現地(出張)でのスキャン作業が必要になるのでしょうか。	資料は貸与可能とします。
28	資料のデジタル化について「記載された文字がすべて判読可能となるよう十分な解像度」とありますが、例えば〇〇dpi以上といった具体的な解像度の下限値や、納品する画像データのファイル形式(TIFF、JPEG等)の指定はありますでしょうか。	解像度の下限値及びデータファイル形式の指定はありません。